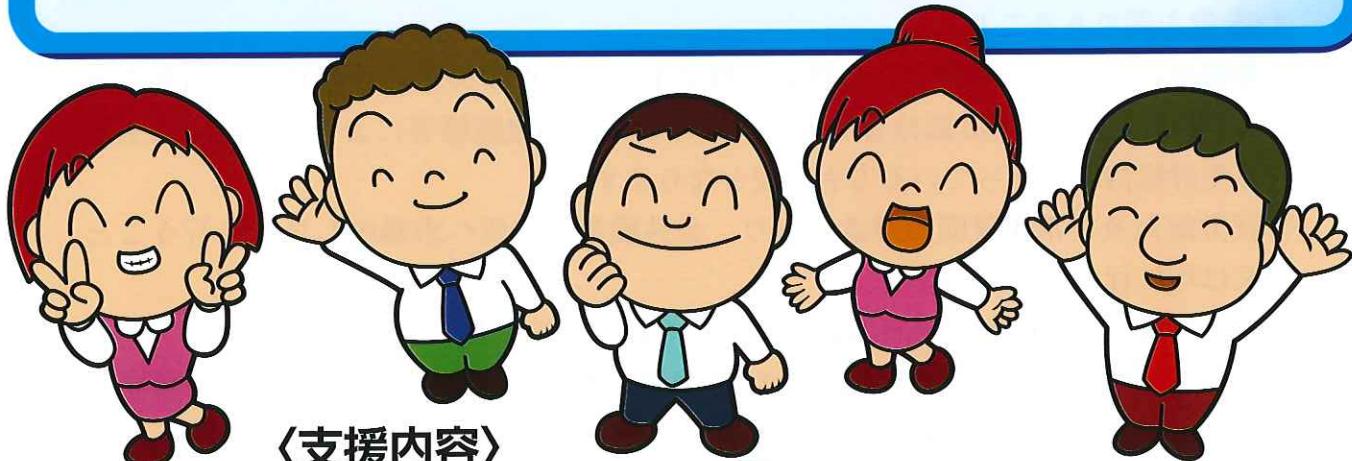


那覇市就職・生活支援バックアップセンター

本センターは「那覇市住宅支援給付事業業務」を委託され、**離職によつて住居を喪失またはそのおそれのある方が支援対象となつております。**住宅支援給付申請について無料の相談と支援業務を行なつております。



〈支援内容〉

- ・住宅支援に関する相談・申請受付
- ・就労相談および就労に向けての個別指導
- ・ジョブトレーニング【職場体験】の案内
- ・就職活動セミナー・講座等の案内
- ・生活支援に関する各関係機関の紹介

開所時間：月曜～金曜 9:00～17:30

相談受付：9:00～12:00、13:00～16:30

定休日：土・日、祝祭日、年末年始

※お電話でもお気軽にお問い合わせください。

住宅支援給付事業とは

（平成25年度より名称が「住宅手当」から「住宅支援給付」に変わりました。）

離職者であつて就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を失っている者又は失うおそれのある者を対象として、原則3ヶ月間（最長9ヶ月間※受給中の就職活動要件の遵守及び延長申請時に支給要件を満たしていること）、賃貸住宅等の家賃として住宅支援給付を支給するとともに、再就職に向けた支援を行なっています。



(公財)沖縄県労働者福祉基金協会

那覇市就職・生活支援バックアップセンター

〒900-0021 那覇市泉崎1-17-13 泉崎高橋ビル A101(那覇市役所より徒歩2分)

お車・バイクでお越しの方は、那覇市役所の駐車場をご利用下さい。※但し、有料となります。

☎098-943-2215 (FAX.098-943-2218)



離職によって住居を喪失またはそのおそれのある方へ ～住宅支援給付事業のご案内～

住宅支援給付の支給対象者

支給申請時に以下の①～⑨の要件すべてに該当する方が対象となります。

- ①離職後2年以内であること
- ②65歳未満であること
- ③離職前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していたこと
(離職前は主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時に主たる生計維持者となっている方も対象となります)
- ④就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行うこと
又は現に行っていること
- ⑤住宅を喪失していること又は喪失するおそれのあること
- ⑥申請を行った月における申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族の
収入の合計額が以下の金額であること

| | |
|------|---|
| 単身世帯 | 8.4万円に住宅の一月当たりの家賃額(ただし住宅支援給付基準額が上限)を加算した金額 |
| 2人世帯 | 17.2万円以下 |
| 3人世帯 | 17.2万円に住宅の一月当たりの家賃額(ただし住宅支援給付基準額が上限)を加算した金額 |

※税抜前の総支給額

- ⑦申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族の預貯金の合計が次の金額
以下であること
 単身世帯：50万円　複数世帯：100万円
- ⑧雇用施策による給付等（求職者支援制度の職業訓練受講給付金等）及び地方自治体等が実施する住宅等困窮離職者に対する類似の給付又は貸付を、申請者及び申請者と生計を一つとする同居の親族が受けていないこと
- ⑨申請者及び申請者と生計を一つとする同居の親族のいずれも暴力団員でないこと

住宅支援給付支給額＆支給期間

| | |
|------|---|
| 支給額 | 下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給 32,000円(単身世帯)　41,800円(複数世帯) |
| 支給期間 | 最長3ヶ月間(一定の条件により更に3ヶ月間の延長可能) (一定の条件により更に3ヶ月間を限度に延長可能) |
| 支給方法 | 大家等へ代理納付 |

就職・生活支援 パーソナル・サポート・センター

無料
(要予約)

日常生活・社会生活・経済的な自立を希望しながら、その実現を妨げる様々な問題を抱える方に對して、一人ひとりに寄り添う伴走型の支援を行っています。生活困窮者に対して、居場所や就業を通じた社会参加を確保し、その方が再び元気に歩き始めるお手伝いを致します。

パーソナル・サポート・センター 支援機関ネットワーク



| | 南部事務所 | 中部事務所 |
|--------|---|-------------------------------|
| 所在地 | 那覇市泉崎 1-15-10 グッジョブセンターおきなわ内 1F ※案内図は裏面にあります。 | 北谷町北谷 2-13-3 ※案内図は裏面にあります。 |
| お問い合わせ | ※初めてご相談される方は、必ずグッジョブセンターおきなわの 相談窓口(☎098-865-5006)へご連絡ください。 098-865-5003 | |
| 開所時間 | ご相談に来られる際は、事前に相談日時をご予約ください。 | |
| 受付時間 | 月～金曜日(祝・祭日、慰靈の日、年末年始を除く) 9:00～17:00 9:00～12:00 13:00～16:00 | |

※本事業は、沖縄振興特別推進交付金によるパーソナル・サポート事業、及び沖縄県生活困窮者自立促進支援モデル事業を公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会が受託し、運営しています。



URL <http://www.psokinawa.jp/>



グッジョブ運動推進キャラクター ジョブたん

まず、あなたの悩み・問題をお伺いします

そして、あなたに合う支援が受けられるようお手伝いします。

《支援の主な流れ》



就職・生活支援パーソナル・サポート・センターの主な支援内容

①日常生活の自立支援

日常生活の自立支援として、様々な制度活用をご提案させていただき、支援機関（行政、社会福祉協議会、法律事務所、医療機関、NPO等）と協力して、生活を立て直すためのサポートをしていきます。

②就労準備支援

(1) 生活自立支援訓練

社会参加に必要な生活習慣の形成や回復のためのサポートを行い、自らの健康や生活管理を行う意識付けを図ります。

(2) 社会自立支援訓練

就労の前段階として、社会的なつながりの重要性の認識と就労意欲の向上を図るため、訓練を受けているもの同士が協力して業務を行うことやボランティア活動への参加などの訓練を行い、社会参加スキルの習得を目指します。

(3) 就労自立支援訓練

企業実習など就労経験の場を提供したり、一般就労に向けたスキルや知識の習得及びハローワークの利用法や面接・履歴書対策などをハローワークと連携して行い、求職活動に向けた準備を目指します。

●南部事務所

那覇市泉崎 1-15-10
グッジョブセンターおきなわ内 1F
TEL 098-865-5003 FAX 098-865-5005



●中部事務所

北谷町北谷 2-13-3
グッジョブセンターおきなわ中部サテライト内
TEL 098-923-0078 FAX 098-923-0079

